

	高浜市住民投票条例	大和市住民投票条例	和光市市民参加条例(第14条及び15条)	日進市住民投票条例
施行日	平成14年7月9日	平成18年10月1日		平成24年7月2日
目的	(目的) 第1条 この条例は、高浜市自治基本条例(平成22年高浜市条例第24号)第14条の規定に基づき、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、大和市自治基本条例(平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。)第31条第6項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民の意思を市政に反映し、もって自治の進展に資することを目的とする。	(市長が提案する住民投票) 第15条 市長は、市の存立に係る重要な事項について市民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことを議会に提案するものとします。 (第2項は投票資格者に記載)	(目的) 第1条 この条例は、日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号。以下「自治基本条例」という。)第26条第4項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民の意思を市政に的確に反映させ、市民主体の自治を推進することを目的とする。
定義 対象	(定義) 第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。 (1)市の権限に属さない事項 (2)議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (3)もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 (4)市の組織、人事及び財務に関する事項 (5)前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	(市政に係る重要事項) 第2条 自治基本条例第30条第1項及び第31条第1項から第3項までに規定する市政に係る重要事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。		(住民投票の対象) 第2条 住民投票の対象となる自治基本条例第26条第1項に規定する日進市に関わる重要な事項は、市及び住民全体に直接の利害関係を有するもので、住民にその賛否を問う必要があると認められる事項をいう。ただし、次に掲げる事項を除く。 (1)法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 (2)地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
住民投票の請求及び発議	(住民投票の請求及び発議) 第3条 第11条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。 2 第11条の規定により投票資格者名簿に登録されている者のうち高浜市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員又は職員であるものは、前項の代表者となることができない。 3 第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。 4 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。 5 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 6 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」とい		(住民投票の請求) 第14条 議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市民に直接その賛否等を問う必要のある市政運営上特に重要な事項(第6条第2項各号に掲げるものを除きます。)について、その1,000人以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を行うことの請求(以下「住民投票請求」といいます。)をすることができます。 2 前項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とします。 3 市長は、住民投票請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。 4 前2項に掲げるもののほか、第1項の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとします。 5 第3項の規定にかかわらず、市長は、議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の6分の1以上の連署による住民投票請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなけれ	(住民投票の請求及び発議) 第4条 投票資格者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から市長に対し、書面によりその実施を請求することができる。 2 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議決された事項について、市長に対し、書面により住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、自ら住民投票を発議すること(以下「市長発議」という。)ができる。 4 市長は、第1項の規定による住民からの請求(以下「住民請求」という。)若しくは第2項の規定による市議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき又は前項の規定により市長発議を行ったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、日進市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、既に住民投票の請求又は発議に係る手続が開始されている場合において、当該手続が行われている間は、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。

	う。)若しくは第4項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会の委員長にその旨を通知しなければならない。 7 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。		ばなりません。	6 第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「条例の制定又は改廃の請求者」とあるのは「住民投票の請求者」と、「選挙権を有する者」とあるのは「投票資格者」と、「選挙人名簿」とあるのは「投票資格者名簿」と読み替えるものとする。
条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例	(条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例) 第4条 条例の制定又は改廃に係る市民請求は、地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第3項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。			
住民投票の形式	(住民投票の形式) 第5条 第3条に規定する市民請求、議会請求及び市長の発議(以下「市民請求等」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。	(請求又は発議における設問の形式等) 第4条 住民請求、自治基本条例第31条第2項の規定による請求(以下「議会請求」という。)及び同条第3項の規定による発議(以下「市長発議」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できるような設問として請求又は発議されたものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、事案により、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。		(住民投票の形式) 第5条 前条に規定する住民請求、議会請求又は市長発議による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求され、又は発議されたものでなければならない。
住民投票の執行	(住民投票の執行) 第6条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。	(住民投票の執行) 第5条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を大和市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。	第15条の2 住民投票は市長が執行するものとします。 2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとします。 3 住民投票の投票権を有する者は、前条の規定により住民投票を実施する場合を除き、公職選挙法第9条第2項に規定する和光市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しないものとします。 (1) 公職選挙法第11条及び第252条の規定により選挙権を有しない者 (2) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しない者	(住民投票の執行) 第7条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。
選挙管理委員会の事務	(選挙管理委員会の事務) 第7条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。	(要旨の公表等) 第6条 市長は、住民請求若しくは議会請求があったとき又は市長発議をしたときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。		
投票資格者	(投票資格者) 第8条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上高浜市に住所を有するもの	(請求及び投票の資格) 第3条 自治基本条例第31条第1項の規定による住民投票の実施の請求(以下「住民請求」という。)をすることができる本市に住所を有する年齢満16年以上の者及び同条第5項の規定により住民投票の投票権を有する本市に住所を有する年齢満16年以上の者(以下	(市長が提案する住民投票) 第15条 (1項は目的に記載) 2 前項の住民投票を行う場合における投票権を有する者は、次のいずれかに該当する者とします。 (1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上	(投票資格者) 第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満20年以上の日本国籍を有する者で、本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。))から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

	<p>(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3月以上高浜市に住所を有するもの</p> <p>2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p>	<p>「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。</p> <p>(1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。)</p> <p>(2) 年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。)</p> <p>2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者(前号に掲げる者を除く。)であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの</p> <p>(3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p>	<p>市内に住所を有するもの</p> <p>(2) 年齢満18歳以上の規則で定める永住外国人で、引き続き3箇月以上市内に住所を有するものうち、市長に投票資格者の登録を申請したもの</p>	<p>第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者は、住民投票の投票権を有しない。</p>
<p>代表者 証明書 の交付 等</p>				<p>(代表者証明書の交付等)</p> <p>第6条 第4条第1項の規定により住民請求をしようとする者の代表者(以下「請求代表者」という。)は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書をもって請求し、かつ、請求代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、請求代表者が申請の日現在において投票資格者であることを確認したときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の者の数を請求代表者に通知し、かつ、その数を告示しなければならない。</p>
<p>投票資格者名簿の調製</p>	<p>(投票資格者名簿の調製等)</p> <p>第9条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製し、及び保管する任に当たるものとする。</p> <p>2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて1の名簿とする。</p> <p>3 選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月(以下「登録月」</p>	<p>(投票資格者名簿の調製等)</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製し、保管しなければならない。</p> <p>2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて1の名簿とする。</p>		<p>(投票資格者名簿)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、別に規則で定めるところにより投票資格者名簿(第6条第1項の代表者証明書の交付の申請があった日現在における投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製し、保管しなければならない。</p> <p>2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、別に規則で</p>

	<p>という。)並びに住民投票を行う場合には、投票資格者名簿の登録を行うものとする。</p> <p>4 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をするものとする。</p>			<p>定めるところにより第10条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第10条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>
被登録資格	<p>(被登録資格)</p> <p>第10条 投票資格者名簿の登録は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、高浜市の住民票が作成された日(他の市町村から高浜市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上高浜市の住民基本台帳に登録されているもの(以下この条において「被登録資格者」という。)について行うものとする。ただし、永住外国人については、被登録資格者のうち規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録の申請をした者に限る。</p>			
登録	<p>(登録)</p> <p>第11条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、登録月の1日から7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合にあっては、登録の日を繰り延べて定めることができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第13条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>			
住民投票の請求に必要な署名数の告示	<p>(住民投票の請求に必要な署名数の告示)</p> <p>第12条 選挙管理委員会は、前条の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の3分の1の数を告示しなければならない。</p>	<p>(住民投票の請求に必要な署名数の告示)</p> <p>第9条 選挙管理委員会は、前条各項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の3分の1の数を告示しなければならない。</p>		
住民投票の期日	<p>(住民投票の期日)</p> <p>第13条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第3条第6項の規定による通知があった日から起算して60日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とする。ただし、当該指定日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県議会の議員若しくは長の選挙又は高浜市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を確定したときは、</p>	<p>(投票日)</p> <p>第10条 選挙管理委員会は、第6条の規定による通知があった日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の20日前までに告示しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、神奈川県議会の議員若しくは長の選挙又は本市議会の議員若しくは長の選挙が行われるときそ</p>		<p>(投票日)</p> <p>第10条 選挙管理委員会は、第4条第4項の規定による通知があったときは、その旨を告示し、その日から起算して30日を経過し、90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県議会の議員若しくは長の</p>

	当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。	<p>の他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。</p> <p>4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日を変更理由を付して速やかに告示しなければならない。</p>		<p>選挙、本市の議会の議員若しくは長の選挙又は国民投票が行われるとき、その他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。</p> <p>4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日とその変更理由を付して速やかに告示しなければならない。</p>
投票所等	<p>(投票所等)</p> <p>第14条 投票所及び第19条第1項に規定する期日前投票における投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項の規定による住民投票の告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。</p>	<p>(投票所等)</p> <p>第11条 投票所及び第15条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項及び第4項の規定による告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。</p>		<p>(投票所等)</p> <p>第11条 投票所及び第14条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項の規定による告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。</p>
投票資格者名簿の登録と投票	<p>(投票資格者名簿の登録と投票)</p> <p>第15条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。</p> <p>2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。</p>	<p>(投票資格者名簿への登録)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、毎年10月1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、10月1日から同月7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合には、登録の日を変更することができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第10条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第10条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>		
投票資格者でない者の投票	<p>(投票資格者でない者の投票)</p> <p>第16条 投票日の当日(第19条第1項に規定する期日前投票にあつては、投票をしようとする日)に、投票資格者でない者は、投票をすることができない。</p>	<p>(投票することができない者)</p> <p>第12条 次に掲げる者は、住民投票の投票をすることができない。</p> <p>(1) 投票資格者名簿に登録されていない者</p> <p>(2) 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第15条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に第3条第1項各号の規定に該当しない者</p>		<p>(投票資格者でない者の投票)</p> <p>第9条 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第14条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に投票資格者でない者は、投票をすることができない。</p>
投票の方法	<p>(投票の方法)</p> <p>第17条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、事に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>3 前項及び第20条第4号の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない</p>	<p>(投票の方法)</p> <p>第13条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定</p>		<p>(投票の方法)</p> <p>第12条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、住民投票に係る事項に賛成するときは投票用紙の投票欄に○の記号を、反対するときは投票用紙の投票欄に×の記号を自ら記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら</p>

	投票人は、投票管理者に申請し、代理投票をすることができる。	めるところにより代理投票をすることができる。		投票用紙に○又は×の記号を記載することができない投票人は、別に規則で定めるところにより代理投票又は点字投票をすることができる。
投票所 においての投票	(投票所においての投票) 第18条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。	(投票所においての投票) 第14条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。		(投票所においての投票) 第13条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。
期日前 投票等	(期日前投票等) 第19条 投票日の当日、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。 (1) 職務若しくは業務又は用務に従事すること。 (2) 高浜市の区域外に旅行又は滞在をすること。 (3) 疾病、負傷、妊娠、出産、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。 (4) 高浜市の区域外の住所に居住していること。 2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付する方法により投票を行うことができる。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者であって、規則で定めるもの (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者であって、規則で定めるもの (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定において要介護4又は要介護5と認定されている者 (4) 高浜市の区域外の住所に居住している者 (5) 疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により高浜市の区域外にある病院その他の施設に入院又は入所している者 3 前項第1号及び第2号に定める投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして規則で定めるものは、第17条第2項及び次条第4号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(投票資格者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。	(期日前投票等) 第15条 規則で定める投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。		(期日前投票等) 第14条 投票人は、前条の規定にかかわらず、別に規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができる。
無効投票	(無効投票) 第20条 次に掲げる投票は、無効とする。 (1) 所定の投票用紙を用いないもの	(無効投票) 第16条 次に掲げる投票は、無効とする。 (1) 所定の用紙を用いないもの		(無効投票) 第15条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。 (1) 所定の投票用紙を用いないもの

	(2) ○の記号以外の事項を記載したもの (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの (4) ○の記号を自ら記載しないもの (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの (6) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの (7) 白紙投票	(2) ○の記号以外の事項を記載したもの (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの (6) 白紙投票		(2) ○又は×の記号以外の事項を記載したもの (3) ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの (4) ○又は×の記号のいずれも記載したもの (5) ○又は×の記号のいずれに記載したのか判別し難いもの (6) 白紙投票
情報の提供	(情報の提供) 第21条 選挙管理委員会は、第13条第2項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の2日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を公報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。 2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。 3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。	(情報の提供) 第17条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により提供しなければならない。 2 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、事案についての選択肢を公平に扱わなければならない。		(情報の提供) 第16条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙等により提供しなければならない。 2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、住民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければならない。
投票運動	(投票運動) 第22条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。	(投票運動) 第18条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。		(投票運動) 第17条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、プライバシーを干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。
住民投票の成立要件等	(住民投票の成立要件等) 第23条 住民投票は、1の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。 2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。			
投票結果の告示等	(投票結果の告示等) 第24条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。 2 市長は、市民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。	(投票結果の告示等) 第19条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。 2 市長は、住民請求に係る住民投票について、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。 3 市長は、議会請求に係る住民投票について、第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなけれ		(投票結果の告示等) 第18条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。 2 市長は、住民請求に係る住民投票について前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。 3 市長は、議会請求に係る住民投票について第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに市議会に通知しなければなら

		ばならない。		ない。
投票結果の尊重	(投票結果の尊重) 第25条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。		(投票結果の尊重) 第15条の3 市民、議会及び市の機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。	(結果の尊重) 第19条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。
市民請求等の制限期間	(市民請求等の制限期間) 第26条 この条例による住民投票が実施された場合(第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。	(再請求等の制限期間) 第20条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。		(再請求等の制限期間) 第20条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。
投票及び開票	(投票及び開票) 第27条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに高浜市公職選挙管理規程(昭和50年高浜市選挙管理委員会規程第1号)の規定の例による。	(投票及び開票) 第21条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。		
委任	(委任) 第28条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		(委任) 第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。